**令和２年度　情報公開制度・個人情報保護制度の運用及び実施状況**

 （令和２年４月１日～令和３年３月31日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 制度 | 開示請求の件数 | 処理状況 | 処理件数 |
| 開示 | 部分開示 | 非開示 | 却下 | 取下げ |
| 情報公開制度 | ５ | １ | ２ | ２ |  |  | ５ |
| 個人情報保護制度 | ７ | １ | ５ | １ |  |  | ７ |

　　備考　１件の開示請求に対して複数の決定が行われた場合等の理由により、開示請求の件数と処理件数とは、一致しないことがあります。

【処理状況の判断基準】

　・処理状況の区分は、おおむね以下の基準により判断し、処理しています。

　　　①　開示　　　→　請求のあった情報の全てに情報公開条例又は個人情報保護条例の規定により開示を制限されている情報（以下「非開示情報」という。）が含まれていない場合

　　　②　部分開示　→　開示請求のあった情報に、非開示情報が含まれているが、容易に分離することができ、非開示情報以外の部分のみを開示することができる場合

　　　③　非開示　　→　開示請求のあった情報に、非開示情報が含まれており、容易に分離できない場合等

　　　④　却下　　　→　開示請求をすることができない方による請求であった場合等

　　　⑤　取下げ　　→　開示請求をされた方より、当該請求の取り下げがあった場合